

○富士市子ども医療費助成金支給条例

平成9年12月2日

条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費を助成することにより、子どもの健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(一部改正〔平成18年条例27号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者で、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の住民基本台帳に記録されている者（進学等により他の市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に記録されている者で、その保護者が本市の住民基本台帳に記録されているものを含む。）

イ 本市に居住する者（アに掲げる者を除く。）で、本人又はその保護者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であることその他の特別な事情があると認められるもの

(2) 保護者 子どもを現に監護する親権を行う者、後見人その他の者をいう。

(3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(一部改正〔平成12年条例11号・13年23号・14年5号・16年38号・18年27号・21年24号・22年18号・24年11号・26号・29年34号・30年14号〕)

(助成の対象)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることのできる者は、医療保険各法の規定による医療保険の被保険者又は被扶養者であること子どもの保護者又は当該子ども（同居する保護

者のない場合に限る。)とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第4号の医療扶助を受けている者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているこども、同号の規定により児童福祉施設に入所措置されているこども及び同条第2項に規定する指定発達支援医療機関に委託されているこどもの保護者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、同趣旨の他の助成を受けることができる者は、助成の対象としない。

(一部改正〔平成11年条例6号・16年15号・17年2号・18年27号・21年24号・22年18号・24年11号・27年42号・30年14号〕)

#### 第4条 削除

(削除〔平成16年条例38号〕)

(受給資格の認定)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより受給資格の認定を受けなければならない。

(一部改正〔平成18年条例27号・30年14号〕)

(受給者証)

第6条 市長は、前条の規定による認定の申請があった場合は、これを審査し、適正と認めるときは、申請者に受給者証を交付するものとする。

2 受給者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)が医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所、薬局その他の者(以下「医療取扱機関」という。)に対し、診療等を受ける際、受給者証を提示するものとする。

(一部改正〔平成18年条例27号・30年14号〕)

(助成金)

第7条 市が助成する医療費は、別表により算定された額とする。

(一部改正〔平成16年条例38号〕)

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成する額を医療取扱機関に支払うことによつて行ふ。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給資格者の申請に基づき当該受給資格者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部改正〔平成18年条例27号・30年14号〕)

(認定の取消し)

第9条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により第5条に規定する認定を受けたとき。
- (2) この条例の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないとしたとき。

(一部改正〔平成18年条例27号・30年14号〕)

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があったときは、その者に対し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、こどもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成18年条例27号〕)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第7条関係)

(全部改正〔平成28年条例17号〕)

対象となる療養内容	助成金の算定方法	自己負担金
(1) 診察	左欄に掲げる療養に要する費用	通院については、1回につき
(2) 薬剤又は治療材料の支給	用 (健康保険法第76条第2項、	500円 (当該医療費の自己負担
(3) 処置、手術その他の治療	第85条第2項又は第88条第4	額が500円に満たないときは、
(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護	項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額) から保険給付額その	その額) とし、各月4回を限度とする。
(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護	他法令等の規定に基づき補填された医療費の合計額を控除した額	
(6) 前号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養		

(注)

- 1 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4、児童福祉法第19条の2第2項、第24条の20及び第56条第2項（同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項及び第37条の2並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第2項並びに肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日厚生労働省健発第0331001号健康局長通知）6(2)イの規定により、当該子どもにつき費用の負担をしている場合にあつては、自己負担金は、徴しないものとする。
- 2 この表において「保険給付額」とは、医療保険各法に規定する療養の給付の額並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び特別療養費の支給の額をいう。